

# 文教委員会資料

## 1 陳情の審査

- (1) 陳情第54号 別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ名称変更することを求める意見書の提出に関する陳情

資料 陳情第54号 別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ名称変更することを求める意見書の提出に関する陳情について

参考資料1 民法改正に係る新旧対照表（抜粋）（平成24年4月1日施行）

参考資料2 子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A（抜粋）

参考資料3 ひとり親家庭サポートガイドブック「令和2年度版 まなざし」

こども未来局

（令和2年7月31日）

## 陳情第54号 別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ名称変更することを求める意見書の提出に関する陳情について

### 1 父母の離婚と面会交流等について

いわゆる面会交流とは、子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいう。

父母が協議上の離婚をするときは、民法の規定により、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項を定める必要がある。父又は母と子との面会及びその他の交流については、平成23年の民法改正（平成24年4月施行）により条文に明示された。（参考資料1）

#### 民法(明治29年法律第89号)

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。

4 前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

### 2 子どもの権利条約及び子どもの権利委員会について

#### (1) 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）について

「児童の権利に関する条約」（以下「条約」という。）は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的としており、日本は、平成2年9月にこの条約に署名し、平成6年4月に批准を行っている。

#### ■「児童の権利に関する条約」（抜粋）

##### 第9条

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

#### ※参考 上記の原文（英語）

States Parties shall respect the right of the child who is separated from one or both parents to maintain personal relations and direct contact with both parents on a regular basis, except if it is contrary to the child's best interests.

## (2) 国連・子どもの権利委員会（児童の権利に関する委員会）について

条約第43条に基づき、児童の権利に関する委員会が設置されている。

日本においては、平成29年6月に「児童の権利に関する条約 第4・5回日本政府報告」を委員会へ報告し、平成31年3月に委員会から「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」が示された。

### ■ 「児童の権利に関する条約」(抜粋)

#### 第43条

1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。

#### ※参考 上記の原文（英語）

For the purpose of examining the progress made by States Parties in achieving the realization of the obligations undertaken in the present Convention, there shall be established a Committee on the Rights of the Child, which shall carry out the functions hereinafter provided.

### ■ 「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」

（外務省 HP より・面会交流に関する部分を抜粋）

#### F-27-(b)

児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること。

#### ※参考 上記の原文（英語）

Revise the legislation regulating parent-child relations after divorce in order to allow for shared custody of children when it is in the child's best interests, including for foreign parents, and ensure that the right of the child to maintain personal relations and direct contact with his or her non-resident parent can be exercised on a regular basis

民法改正に係る新旧対照表（抜粋）（平成24年4月1日施行）

民法

改正内容：平成23年6月3日法律第61号[平成24年4月1日]

新	旧
<p>(略)</p> <p>(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)</p> <p>第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担<u>その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。</u></p> <p>3 <u>家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、<u>その他子の監護について</u>相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)</p> <p>第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者<u>その他監護について</u>必要な事項は、その協議で定める。<u>協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。</u></p> <p>2 <u>子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、<u>その他監護について</u>相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p> <p>(略)</p>

# 子どもの健やかな成長のために

～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～

## 子どもの養育に関する 合意書作成の手引きとQ&A

子どもにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。

子どもがこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「面会交流」があります。



# 面会交流の取り決めについて

## 面会交流とは

「面会交流」とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

子どもは、両親の離婚という大きなできごとを経験して、「自分が悪いことをしたのでこんなことになってしまったのではないか?」、「自分を嫌いになっていなくなってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになったりします。面会交流は、そんな子どもに、父母それぞれの立場から、「あなたが悪いんじゃないよ。」「離れて暮らしているけど、どちらの親もあなたのことを好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとっては父母はともにかげがえのない存在です。面会交流は、そんな子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。

## 面会交流の取り決めについて

面会交流は子どもの健やかな成長のためにとっても大切なことであり、子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、**父母双方の協力が欠かせません**。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。また、親同士がお互いに守らなければならないルールについてもしっかりと決めておくようにしましょう。面会交流の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について**紛争が生じないように、書面に残しておくように**しましょう。

面会交流は、長い年月に渡って行われるものです。また、時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。**取り決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。**



なお、話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることとなりますが、面会交流は、子どもの健やかな成長をねがって行うとても大切なものですから、審判であってもその結果を父母が受け入れて協力しあうことが不可欠です。

## 作成に当たっての注意事項

- 1 合意書は、離婚届を提出する際に、提出しなければならない文書ではありませんし、合意書を作成しないと離婚届が受理されないということもありませんが、お子さんが両親の離婚後も健やかに成長していけるよう、作成するように努めてください。
- 2 次のページの参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要なと考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。



## 2 面会交流について

面会交流は、子どものためのものですので、お子さんにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

### ① 面会交流の内容

日帰りの面会交流、宿泊を伴う面会交流などが考えられます。手紙や電話のやりとりを認めるかなども決めておきましょう。

### ② 面会交流の頻度

週又は月に何回程度面会交流を実施し、1回につき何時間程度の面会交流を実施するか、宿泊を伴う場合は何泊にするかなどを決めておきましょう。夏休みなどお子さんに長期の休みがある場合には、一定期間の宿泊を伴う面会交流を実施することも考えられます。

### ③ その他特記事項

待ち合わせ場所や、事情が変わった場合の連絡先などを取り決めておくことが考えられます。

(注) なお、相手からDV被害を受けるおそれがあるなど、面会交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合にまで、面会交流を行う必要はありません。



## 面会交流について

### Q14 面会交流とは何ですか。

**A14** 面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

### Q15 面会交流に応じなければならぬのですか。

**A15** 面会交流は、子どものためのものであり、面会交流の取り決めをする際には、子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。

面会交流を円滑に行い、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれと温かく、信頼できる親子関係を築いていくためには、父母それぞれの理解と協力が必要です。夫婦としては離婚（別居）することになったとしても、子どもにとっては、どちらも、かけがえのないお父さんでありお母さんであることに変わりはありませんから、夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、親として子どものために協力していくことが必要です。

なお、相手からDV被害を受けるおそれがあるなど、面会交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合には、以上の点は当てはまりません。

### Q16 面会交流の取り決めをしなければ離婚することができないのですか。

**A16** 面会交流の取り決めをしていなくても離婚をすることはできます。しかし、民法には、離婚の際に両親が協議で定めるべき事項として面会交流が定められており、面会交流の取り決めをする際には子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないと定められています。離婚という結論を出すまでには、様々ないきさつや事情があり、親にとっても、それを乗り越えて新しい生活を築いていくことは大変なことですが、それは、子どもにとっ

ても同じことであり、子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長することができるためにも、子どもの利益を最も優先して考えなければなりません。したがって、離婚をするに当たっては、可能な限り、面会交流の取り決めをしておくことが望ましいといえます。

### Q17 面会交流の取り決めはどのようにしたらよいのですか。

**A17** まずは話し合しましょう。取り決めをする際には、面会交流がスムーズに行われるように、面会交流の内容、頻度などを決めておくとい良いでしょう。また、取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくとい良いでしょう。その際には、このパンフレットに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」を参考にしてください。

### Q18 面会交流の内容や頻度については、どのように取り決めたらよいのですか。

**A18** 面会交流は、子どものためのものであり、面会交流の取り決めをする際には、子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。したがって、面会交流の内容や頻度については、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。

子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

また、面会交流は、長い年月にわたって行われるものです。時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。取り決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。